

■ 論 文

旧村役職者間に締結された契約証の有効性

山 中 永 之 佑

目 次

は し が き

- 一 兵庫縣における町村制度の展開と村役職者
  - 二 明治二二年町村制施行前の村と村役職者
  - 三 新町村（行政村）の成立と旧村の村役職者
- む す び

† 原稿受理日 一九九五年十月十二日

## はじめに

本稿は、明治三四年（一九〇一）一月に兵庫縣武庫郡A村のうちB村、C村の両旧村の「村民惣代・什長」の間に締結された「山林境界契約証」（後掲本稿五二頁～五六頁参照）について、その法的有効性を論証しようとするものである。このような論証を必要とされる理由は、次のとおりである。

周知のように明治二一年に（市制）町村制が公布され、翌二二年に施行された。この町村制の施行によって平均して旧来の五、六か町村を合併した新町村（行政村）が成立した。この結果、旧来の町村に置かれていた戸長・村総代等の制度上の行政執行機関（役職）は廃止され、新たな制度上の行政執行機関（役職）として町村長・助役等が置かれた。旧来の町村には（新）「町村会ノ議決ニ依リ」「処務便宜ノ爲メ」区を設置し、区長およびその代理者を置くことができた。区長およびその代理者は、（新）「町村会ニ於テ其ノ町村（新行政村）山中（注）ノ公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ」選挙された（町村制第六四条一項）。これは、（新）町村長、助役を選挙する場合（町村制第五三条一項）と同様であった。<sup>①</sup> 区会（町村制第一一四条）<sup>②</sup> を設けている区においては、区長およびその代理者は、その区会において選挙された（町村制第六四条二項）。

区長およびその代理者は「市制町村制理由」によれば、「本制ハ市町村ニ區ヲ劃設スルコトヲ許シ、之ニ區長及代理者ナル行政ノ機關ヲ設置セリ、此機關ハ、其市町村ノ行政廳ニ隸屬スルモノニシテ、其指揮命令ヲ奉シテ事務ヲ區内ニ執行スルモノトス、其委任事務ノ範圍ハ、土地ノ情况ト市町村行政廳ノ酌量ニ在ルモノニシテ豫メ之ヲ定メスト雖モ、區長ハ名譽職ニシテ、別ニ區ノ附屬員ナル者アルニアラサレハ（三府ヲ除クノ外）實際此事情ヲ斟酌セサル可カラス、要スルニ區ハ、市町村内別ニ特立シタル一ノ自治躰タルニ非ス、區長モ亦其固

有ノ職權アルニ非スシテ、單ニ町村長市參事會ノ事務ヲ補助執行スルノ便ニ供フルニ過キス、故ニ區長ハ市町村ノ機關ニシテ、區ノ機關ニ非ス、區ハ法人ノ權利ヲ有セス、財産ヲ所有セス、歲計豫算ヲ設ケス、又議會若クハ其他ノ機關ヲ存スルコトナシ、蓋區ヲ設クルトキハ、施政ノ周到ナルヲ得可ク、一市町村内ノ各部ニ於テ利害ノ軋轢スルヲ調和シ、市町村費賦課ノ不平衡ヲ矯メ、又能ク行政ノ勞費ヲ節略スルヲ得可シ、要スルニ區長ヲ設クルハ、更ニ自治ノ良元素ヲ市町村制中ニ加フルモノニシテ、舊制ノ伍長組長等ノ例ヲ襲用セルナリ、と説明されている。

すなわち、町村制と「市制町村制理由」から考えるならば、区長・区長代理者は、町村(市)の行政機関として、執行機関である町村長(市參事會)の事務を「補助執行」するが、その所掌の事務は、専ら旧来の町村の「処務」にあったといえよう。

しかし、町村制が施行されても、当初は、旧町村に区を設置する(新)町村は少なく、したがって区長・区長代理者も置かれなかった。そういった事態もあつたからか、これまで日本近代地方史や地方制度史では、大石嘉一郎氏が述べておられるように「一八八九年(明治二年(山中注)の町村合併と町村制施行によって成立した新町村は行政村と呼ばれ、この町村合併によってその行政的側面を剝奪されて新町村の大字(区)部部落とされた旧町村(ほぼ徳川時代の藩政村)は自然村と呼ばれ、近代日本の町村は『行政村と自然村の二重構造』として捉えられてきた」(傍点は山中)の通説であつた。大石氏による従來の通説の紹介や中村政則氏の所説から考えると、通説が用いている「自然村」という概念は、つまるところ「いちおう独立性をもつ生活共同体としての部落」あるいは、「伝統的な村落共同体」としてとらえられているように思われる。そのようなとらえ方から、旧来の町村が、町村制施行⇨新町村(行政村)成立以後も旧來の町村固有の行政事務や共同体的事務を行つたために選任してきた旧町村の代表者(役職者)の諸行為に対して公的な意味を否定する見解が出される一因

も生まれてきたのではないかと考えられる。

そのような見解からは、先にあげた、明治三十四年一月に兵庫県武庫郡A村のうちB村、C村の両旧村の「村民惣代・什長」の間に締結された「山林境界契約証」は、その法的有効性を否定されざるをえないのである。しかし、新町村（行政村）と、旧来の町村との関係は、実態的には、「行政村」と「自然村」といった単純なものではない。後述するように、旧来の町村には、町村制に則ってはいないが、新町村（行政村）の容認あるいは黙認のもとに、時には（府）県庁にも容認あるいは黙認されて、旧来の町村を公的に代表したと考えられる役職者が置かれていたのである。彼らはまた単に旧来の町村を公的に代表しただけではなく、新町村（行政村）行政を旧町村に執行する新町村長（執行機関）の「補助執行」機関として区長と同様の職務を行っていたのである。

このような新町村（行政村）下の旧町村の実態からすれば、右の「山林境界契約証」は、法的に有効なものであるということができよう。本稿は、このことを論証しようとするものである。

このような論証を行うためには、まず契約当事者である「村民惣代・什長」が居住していたB村、C村両旧村が属していた兵庫県の町村制度について村役職者を中心に検討しておかなければならない。

〔註〕 はじめにおことわりしておきたい。

本稿は、裁判所に提出するため、訴訟代理人（弁護士）に依頼されて、私が作成した「鑑定書」を論文化したものである。しかし、係争中の事件であるため、資料の一部を伏字にしている。また本稿の論旨および敘述は、拙稿「日本近代地方制度史の研究方法に関する一試論―自然村と行政村という分析方法をめぐって―」（阪大法学第四三卷二・三号（一九九三年）七八五頁以下）によるものであり、新しく紹介した資料その他一定部分を除き、既に発表

されたものである。

- (1) ただし町村長・助役の選挙は、府県知事の認可をうけなければならなかった(町村制第五九条)。
- (2) 町村制第一一四条  
町村内ノ區(第六十四条)又ハ町村内ノ一部若クハ合併町村(第四条)ニシテ、別ニ其區域ヲ存レテ一區ヲ爲スモノ、特別ニ財産ヲ所有シ、若クハ營造物ヲ設ケ、其一區限り、特ニ其費用(第九十九条)ヲ負擔スルトキハ、郡参事會ハ其町村會ノ意見ヲ聞キ、條例ヲ發行シ、財産及營造物ニ關スル事務ノ爲メ區會又ハ區總會ヲ設タルコトヲ得、其會議ハ町村會ノ例ヲ適用スルコトヲ得
- (3) 自然村という概念を、我が国で、はじめてまとめたかたちで提示されたのは、鈴木栄太郎氏であるといわれている。この鈴木氏の自然村理論については、同『日本農村社会学原理(上)』(未来社、一九六八年)一一八頁以下、また、この自然村理論の研究史については、鳥越皓之『家と村の社会学』(世界思想社、一九八五年)七七頁以下を参照されたい。
- (4) 大石嘉一郎『西田美昭』近代日本の行政村』(日本経済評論社、一九九一年)二二頁～三頁。  
本書は「自然村」と「行政村」の「歴史的関係」を「異質の原理による二元構成として把握」する方法に視角に對する批判的認識に立脚して(本書、七四〇頁～七四一頁参照)長野県埴科郡五加村について日清戦争前後から昭和戦前期にわたり精緻な考察を行った貴重な研究である。
- (5) 大石嘉一郎「地方自治制の確立―行政村の定着を中心として」(遠山茂樹編『近代天皇制の成立―近代天皇制研究』岩波書店、一九八七年)四一〇頁、四三六頁(同『近代日本の地方自治』東京大学出版会、一九九一年一四四頁・一六八頁)参照。
- (6) 中村政則氏は、玉稿「天皇制国家と地方支配」(歴史学研究会編『講座日本歴史8 近代2』東京大学出版会、一九八五年)の中で「自然村と行政村」という小見出しを掲げて、その冒頭で「まずなによりも明治地方自治制の中核は、町村制にあり、旧村を行政村と自然村の二重の構造に編成しなおしたことに最大の特徴があった。つまり伝統的な村落共同体を基底に残しつつも、そのうえに数カ村を合併した行政村を人為的に創出することによって、自然村と

行政村の相互補完的關係をつくりだし、地方住民を政治的に統合することにあつた。」(五五頁―五六頁―傍点は山中)と述べておられる。

### 一 兵庫県における町村制度の展開と村役職者<sup>(1)</sup>

慶応四年(一八六八)五月に設置された兵庫県では、明治二年(一八六八)二月の郡村規則で庄屋の俸給を村中の相談で決めることや村入用についても小前の者(一般農民)に疑念がないよう書き記して置くことなどを命じている。また庄屋、年寄役の選任についても、家筋や古格にかかわらず、小前の者も含めて村中の人が入札し、多札の者を推薦するように命じている。

これらは当時、明治新政府下においても、年貢は江戸時代のままであるし、五榜の掲示が人々の自由を依然として制限していたため、各地で役人の不正や年貢の軽減を訴えていた民衆の不満をやわらげるために県当局がとった措置であつたと考えられる。しかし、村を庄屋、年寄が支配していた点は、江戸時代と変わらなかつたのである。

明治初年の町村制度は、このような江戸時代からうけつがれた江戸時代の行政村(いわゆる藩政村)の上に施行されていったといわなければならない。

周知のように明治初年の町村制度は、明治四年(一八七二)戸籍法に規定された戸籍編製の単位である区制から出発し、一般には大区小区制として確定していったが、兵庫県(攝津五郡)では区が大区小区に分けられることはなかつた。したがって、兵庫県の区制は、他府県の場合のように大区小区を設けていない点で、いわば大区制に相当するものであり、政府が大区に区長を設けることを認めるのに先立って町村戸長と区別する意味で

区に置いていた年番戸長を廃して区長を設けていた。そして町村を地方行政上の単位として認めて町村に戸長を置き区長の統轄下に置いた。この区の下に置かれた村は、右に述べたように藩政村的な性格のものであった。

さて、兵庫県では、区長は、明治五年（一八七二）八月に置かれた。区制が確定するにつれて県（県令）―区（区長）―町村（戸長）という行政機構も整備され、区は戸籍編製単位としての性格を失った。区長も県令と町村戸長との間に立つ行政的な色彩の濃い役職となった。したがって、区長は、それ以前の年番戸長のように庄屋・年寄の役職にあった者から選ぶとはかぎらず、その選出には広く人材を登用するたてまえがとられ「村々戸長副戸長並小前ノ内重立候補者ヨリ」「家格ヲ不論人望才力」ある者を「公選入札」するように命じられた。

区長の下には、町村に正副戸長が置かれ、戸長の下には什長が置かれた。什長は、一〇戸内外をもつてつくられた組合のうち「一戸」(一名)が月番で、その任に当るもので、幕藩体制の下の五人組の組織を継承するものであった。

戸長の選任については、町村の各戸からの投票を戸長がとりまとめて封をしたまま県庁へ提出し、副戸長については、町村の各戸からの投票を戸長がとりまとめて区長へ提出し、区長が点検のうえ、その点数、姓名を記載し、投票用紙とともに県庁へ提出し、それにもとずいて、県がそれぞれ選任するという方法がとられた。什長は区長、戸長が協議のうえ決定することになっていた。しかし、戸長・什長の跡役については「公選入札」することになっていた。<sup>(2)</sup> 区長と同じく人材登用がはかられたのである。

しかし、人材登用をたてまえとする、このような選挙制は、実際には十分な効果をあげることができなかったようである。既に五年六月一七日にも兵庫県は「是迄市在役人入札ノ節、旧幣不法、只夕門地富有ノ者ノミ相撰ミ候」傾向にあり「開化ノ今日、右様ノ幣風尚存在候テハ、御趣意ニ悖リ不相濟事ニ候条、自今ハ仮令借

家住ヒト者ト雖モ不苦候間、必ス当器人望有之者ヲ推挙可致」と命じていた。これは、維新後もいぜんとして町村役人にその地域の有力者が選任されていたこと示すものにはかならない。

明治五年の区長・戸長・什長規則によれば、区長・戸長・副戸長・什長らの職務の第一は法令の下達であり、第二はそれを円滑に行うための人民は把握の手段としての戸籍の編製・整備であった。このことは、彼らが上意下達の機関であり、中央政府―県当局の系列を通じて行われる地方行財政事務を末端において担当する機関として位置づけられていたことを示している。

こうして区制を径て兵庫県においても三新法が施行される。兵庫県における三新法の実施は、明治一二年（一八七九）一月八日、県甲第一号布達により、郡区町村編制法が施行されて、これまでの区制が廃止され、郡区町村制が行われた時にはじまる。

兵庫県では、この一二年一月の県布達によって、各町村にそれぞれ戸長と戸長役場が設けられ、それぞれ何々村（町）戸長・何々村（町）戸長役場とよばれることになった。郡区町村制は、町村に一定の自治性を認めるたてまえから、原則として一町村一戸長制＝単独町村戸長制がとられた。しかし、兵庫県（本稿が主として対象とする摂津五郡）では、既に区制が施行された明治五年八月ごろから各町村に公選の戸長がおかれ、三新法の原理が部分的ではあったけれども行われていたので、この当初の単独町村戸長制では、あらためて戸長の公選は行われず、従来の戸長がそのまま留任した。

戸長の職務は、明治一二年一月一八日の戸長職務概目（県乙第三号布達）によってあらたに定められた。それによると、戸長の主な職務は国や県の法令通達などを町村内に周知指せることにあるという点では、基本的に変わらないとしても、明治五年の区長・戸長・什長規則に定められた区制のころの戸長職にくらべて行政事務が多様化・複雑化してきている。戸長は、このように、住民の生活に直接関係する重要な行財政事務を官選の



郡長の指揮・監督のもとに行うことを義務づけられたのである。

こうして単独町村戸長制が発効したが、兵庫県の村は、その七五パーセントまでが戸数一〇〇戸にみたない小さな村であったから、当時はますます多様化しつつあった行政事務のための経費増加によって、一村で一戸長役場を維持することはきわめて困難な状態にあった。そのため県では、明治一三年（一八八〇）六月二日、県甲第八四号布達で、市街地は一〇〇〇〜三〇〇〇戸、村落は三〇〇〜六〇〇戸を標準として町村を組み合わせ、そこに一戸長役場を設ける連合町村戸長制を設けるように改め、戸長役場数を五分の一以下に減らした。こうして一三年七月一日、連合町村戸長制が実施された。

また同時に県は、一三年六月三日布達の戸長選挙法と同年六月二四日布達の戸長選挙細則でもって、新編成の連合町村に新戸長の選挙を命じた。この選挙は、戸主を有権者とする記名投票によって行われた。戸長選挙細則第四に、「郡内何レノ町村人タルヲ問ハス選挙セラル、ヲ得ヘキ成規ナレハ、自村・他村ノ区別ナク、汎ク其人ヲ得候様最モ注意精選スヘシ」と、とくに規定されていても、お互いに顔見知りの者が多い連合町村での記名投票であったから、従来どおり村々の有力者のなから新戸長が選出されることは明らかであった。連合町村戸長制下の各町村には、新しい戸長の事務を補佐する惣代・用掛・触頭などが新しく設けられた。

一三年七月に発足した連合町村戸長制も、翌一四年には県会でその改正が提案され、県当局もそれをうけられた。この提案は、連合町村が土地の広狭を問わず、民情に適しているかいないかを考えないで一方的に編成され、惣代・用掛などの新設によってかえって事務の繁雑・費用の増加をもたらし、人民の不便を増大しているという理由から出されたものであった。このような提案が出された背後には、自由民権運動のあったことを忘れてはならないであろう。

こうして、明治一四年七月、町村からの連合区域変更の申請にもとづいて連合町村戸長制と単独町村戸長制

とを併用することに改められた。このとき連合町村の戸長役場は、その役場所在地の村名を組名とし、たとえば、千僧村が戸長役場の所在地である場合には、千僧組戸長役場と称された。この時、単独町村戸長制にもどった村のほかにも、従来の連合村を解体して、より小さい連合村をつくったところもあった。これらの村では戸長選挙が改めて行われた。

戸長制とともに三新法において重要なのは町村会である。兵庫県の町村会では、三新法以前に全国にさきかけて地方民会の最下部単位として町村会が開かれていたにおいて特色あるものであるが、本稿では、町村会について一般的に述べることは割愛し、必要箇所のみ注記するにとどめることをおことわりしておく。

さて既述したように連合町村戸長制がかえって費用の増加などをもたらすという理由で、単独町村戸長制との併用に改められたが、各町村の財政上の困難はいぜん解決されなかった。そこで兵庫県は戸長役場数を減らして戸長役場費の減少をはからなければならなかった。

こうして明治一六年（一八八三）六月一日、県内第一四号布達により単独町村戸長制の併用が廃止され、再び七月から連合町村戸長制が全面的に実施されるに至った。連合町村戸長制下の各町村には戸長の事務を補佐する惣代・村用掛りなどが置かれた。

県財政の赤字を減らすことだけを考えるあまりに行われたこの改革は、一方で戸長役場の減少により役場の位置が遠くなったり、これまでの住民の生活の場であった町や村の自治的性格が弱められたりすることから生ずる町村住民の不利益を無視することになりかねない。そのため連合町村戸長制を復活すると、住民不満の爆発を誘うであろうことに、県当局は既に気づいていたのであろう。県は連合町村戸長制を復活させる直前の一六年二月に、戸長選挙法を公選から「官選ヲ本旨ト為ス」と改めた。そして公選による場合も土地所有者を選挙資格者とし（以前は戸主であった）記名投票によって上位得票者五名ないし一〇名を県に申告させ、その中か

ら県令が選任するという事実上の官選のかたちに改めた。この改正により戸長の官僚的性格を強め、連合町村戸長制の復活によって生じる不満をおさえて町村統治の強化をはかろうとしたのである。連合町村戸長制や戸長官選制といった一連の措置は、明治一七年（一八八四）五月に三新法の原理の修正として政府が全国的に実施する地方制度の大改革——ふつう「一七年の改正」といわれている——のさきがけともいうべきものであった。

明治一七年五月七日、太政官第一四号布告・第一五号布告・太政官第四一号達、内務省の訓示等によって戸長役場の管轄区域の拡大、戸長選任方法の改正、区町村会法の改正、区町村費などの滞納者処分など、一連の地方制度の改革が行われた。この改革に一貫してみられる特徴は、町村に一定の自治性を認めたと三新法の原理を修正して、町村に対する規制を強化し、中央集権的な官僚統制を強化したことである。まず戸長役場の管轄区域は拡大され、平均五町村、五〇〇戸が標準とされた。戸長は、これまでの公選が官選に改められた。これらの措置は、戸長役場経費の節約をはかり財政状態を改善するとともに、より広大な地域から行政に有能な戸長を官選して行政事務の完遂をはかるためであった。しかし戸長は、官選といっても、その候補者を町村の有力者から選出したり、その選任区域も、これまでの慣行を重視するといった配慮は、やはり払われていた。兵庫県では、これら一連の措置が大綱においてさきんじて実施されていたことは、既に述べたとおりである。さらに県は、明治一九年（一八八六）三月、町村におかれる惣代の設置手続および惣代取扱事項を定め、六月には再び戸長配置の一部を変更した。これによって町村惣代の資格は「私産名望ヲ有スル者」に限られ、その取扱事務の範囲も諸種の法令や通達の伝達とその文書の保存・諸種の上納金の委託納付・戸長の指示による町村事務の遂行などと定められ、戸長の利害に関する事件は戸長に報告できるとどまった。それゆえ町村惣代は村民の利益代表者ではなく、官選戸長の下請機関的なものにさせられてしまった。こうして町村の自治性は否定され、明治二二年（一八八八）の市制・町村制施行↓「伝統的な町村の解体」の下地がつくられていったので

ある。

以上、村役職者を中心に、兵庫県における町村制施行前の町村制度の展開について簡単に考察した。次には、このような地方制度およびそれを通じて行われる地方行政政策、なかでも町村行財政政策の展開過程における村規類を主とする村落資料を検討し、当時の兵庫県の村の実態について、村役職者に焦点をあてて考察することとしたい。

(1) 紙幅が増えるので本稿では、いちいち資料・文献を挙げてはいない。これらの点については、割愛した町村会についての考察も含め、山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』（木鐸社、一九七五年）一〇二頁～一二七頁および『伊丹市史』第三卷（伊丹市、一九七二年）二頁～二頁、四三頁～六二頁（山中永之佑執筆）を参照されたい。

(2) 明治五年七月、兵庫県第二三二号（『兵庫県史料』国立公文書館所蔵文書）。

## 二 明治二二年町村制施行前の村と村役職者

まず明治一〇年（一八七七）四月二四日の兵庫県川辺郡酒井村（現伊丹市域）の伺書と指令をみてみよう。

### 摂津国第二区

#### 酒井村

一 先般地租御改正之儀当村收穫米実地不適當も有之哉ニ存候ニ付、御引直之儀屢々嘆願仕候処、今般掛り御官員御派出ニテ懇ニ御説論相成候ニ付御請仕候、然ル上ハ五ヶ年間ハ御成規之通収税可仕候得共、明

治八年ヨリ六ケ年目ニ至リ更ニ至当之収穫ニ御引直シ之御調査被成下候様、何分之御指令 被為下度奉伺候、以上

明治十年第四月廿四日

右村地主総代

長 沢 慶 蔵

長 沢 十 郎 兵 衛

長 沢 作 治 郎

梶 山 市 兵 衛

梶 山 寛 治 郎

長 沢 由 兵 衛

長 沢 佐 太 郎

梶 山 利 右 衛 門

兵庫県権令森岡昌純殿

伺之趣改租ノ年ヨリ五ケ年先更ニ調査可致儀ト可相心得事

明治十年五月一日

兵庫県権令森岡昌純<sup>(1)</sup>

この伺書と指令は、兵庫県における地租改正の進行過程で県権令・森岡昌純に提出された伺書とそれに対する県権令の指令である。

この資料には次のようなことがしめされている。すなわち兵庫県においても、収穫高にもとづく地租の強制決定に対して減租嘆願が行われた。明治一〇年四月二四日、酒井村では、県が見込んだ同村の収穫米が実地に合わないという理由で、たびたび嘆願したが、掛り官が来て説得された。したがって五ヶ年間は「成規之通収税」するが、明治八年から六年目になった時には、さらに「至当之收穫」に引直すよう調査してほしいと森岡県権令に対して、地主総代・戸長・副戸長が伺い出て、同年五月一日付で森岡県権令から再調査を行う旨の指令を得たことというのである。

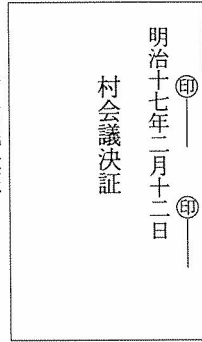
ここで注意しなければならないのは、地主総代と戸長・副戸長が連名で伺い出ていることである。戸長・副戸長は江戸時代の庄屋・年寄の系譜を引く家柄の人々であり、地主総代と同様に地主層に属する人々であると考えられる。このような地主層が一致して戸長・副戸長という村の役職者＝行政吏もともに県権令に対して減租にかかわる嘆願して、いちおう伺いのとおり認められている。地租改正という戸長・副戸長を含む地主層や彼らに小作料を支拂わなければならない小作層も含む、いわば村民全体の利益に関することではあるが、戸長・副戸長といった村の役職者（行政吏）が地主総代と一致して伺い出ていることが重要である。この場合、戸長・副戸長にとっては村役職者として行動する契機とひとりの地主として地主総代とともに行動する契機の一致がみられるのである。ここに戸長・副戸長といった村役職が地主総代＝地主層を媒介にして村に浸透し、定着していく可能性が生まれるものと考えられる。

このような可能性を生み出す基盤は、この地方における松方デフレ政策が展開される以前の時期の農民層分解の進行度にあると思われる。この地方では、江戸時代に農民層の権層分化がすすみ、すでに村内に上層農＝地主層と下層農との対立がみられた。しかし、このような状況のもとでも、地租軽減嘆願運動という点では村民が一致する基盤があったのである。このことは、同じく明治一〇年の三月に、酒井村に近在する南野村（現

伊丹市域)において下層農も含む全村民が一致して地租軽減嘆願運動を行うことを自治的に約束したと考えられる「村方一統約定証」が見出されることによつても実証されよう。<sup>(2)</sup>

ついで明治一七年(一八八四)二月二日の兵庫縣川辺郡南野村(現伊丹市域)の「村会議決証」をみてみよう。

(表紙)



村会議決証

一本村ノ民衆タルヤ兎角旧習ニ墨守シ、日進開化ノ今日ニ有間敷愧業ナスアリ、其況情ヤ、筆記ヲ以テ千載ハ伝フル紙上ニ掲載シ難キモノアリ、故ニ茲ニ之ヲ明記セズ、人民各自夫レ之を服容シ、熟談商議ノ末、左ノ条々を議定ス

第壹条

爾來村内人民ノ内、村議、若クハ、議員及人民等申合セ条約ニ背キ、亦者村風ヲ紊乱スルモノアルトキハ、村民挙テ一場ニ擅ニ集会シ、或ハ酒肴ヲ調理シ、終日終夜飲酒シ、其レガ費用ヲ其違約者ニ請求スルノ僻習アリ。自今村議違背者有テ事発スルニ際セハ、此第条目ニ記載スル処置ニ歸スルモノトシ、從來ノ貫弊ヲ一先スルモノトス(傍点は山中)

第貳条

村会ノ議決ニ背クモノハ、會議ニ付シ評決ノ上、一日ヨリハ少ナカラズ三日間ヨリ多カラズ村内ノ人夫ニ使役ス

但シ、臨時村用ニ使役スル場合ニ不至<sup>(マデ)</sup>ラザルヨリ、之ヲ記帳シ置、用水引用ノ際、井溝堀浚エ又ハ武庫川取樋先ノ堀浚エ等ノ人夫ニ充ル

第三条

都テ村内公衆ノ面目ヲ汚シ、若シクハ害利ニ関スル事件ヲ興起スル者ハ、第貳条ニアグル使役ヲ三日間ト認定シ、尚ヲ三日間ノ日数ヲ追増ス

第四条

総テ村会開庭スルハ、村會議員并派遣用掛ヨリ前日亦者半日前ニ各氏エ何時集会スル旨ヲ相達ス、然ルニ無断ニシテ擅ニ遅刻及出席セザルモノハ、直チニ本人喚招之上、実否尋問ノ末、強<sup>□</sup>シ、其意ニ応セザルトキハ、戸長ヘ届ケ急度説諭ヲ受サセヘク事

但シ、臨時至急会ハ此限ニアラス

附言、村会開庭スルハ毎会戸長エ届ケ許可ヲ得テ開会スルハ村会規則ニモ明記アリ、論ヲ不俟、尤モ人民ヨリ村会ヲ促ストキハ議員エ申告スヘシ

右之条々熟議上決定ス、因テ各自斯ノ条目ヲ確守スルノ証トシテ左ニ明記押印之上、村總代ニ備置スルモノ也

田 中 清治郎 印

(ほか八六名連印省略)



山中 永之佑

明治十七年

二月十二日

右者幣貫(カ)ヲ省キ今更ニ村会之上、良善タル規約結ヒ永世ニ伝フ、仍テ爾后違背者無之様村民連署スル事確認シタルヨリ奥印候也

明治十七年二月廿七日

村会議員 前田吉右衛門 印

同 中田浅右衛門 印

同 中田 綱藏 印

同 笹山 龜太郎 印

同 坂上 喜平 印

同 多田 豊藏 印

同 吉田 龜右衛門 印

同 矢野 善右衛門 印

同 笹山 菊十郎 印

同 森川 武平 印

副用掛り 笹山 信十郎 印

村用掛り 吉田 忠右衛門 印

南野組戸長 松井 弥藏 印<sup>3)</sup>

この「村会議決証」は、明治一三年（一八八〇）四月八日の「区町村会法」（太政官第一八号布告）<sup>(4)</sup>にもとづいて制定された南野村村会規則によって開かれた南野村の公的機関としての村会の議決証であり、次のようなことを定めたものである。

すなわち、（一）従来村内人民の中で「村議」（この村議は、前後の文章の脈絡から考えると村会議員の意味でなく村で議決した事項という意味に解される）や「議員及人民等申合せ条約」＝村規約に背いたり、「村会ヲ紊乱スルノアルトキ」には、村民が「挙テ一場ニ擅ニ集会シ、或ハ酒肴ヲ調理シ、終日終夜飲食シ」その費用を「違約者ニ請求スル」といった「僻習」があったが、以来、それを廃止して「村議」の「違背者」があった場合には、次の条目に決めた「処理」をする（第一条）。（二）「村会ノ議決ニ背」く者については、一日以上三日以内の「村用ノ人夫ニ使役ス」る（第二条）。（三）「村内公衆ノ面目ヲ汚シ、若シクハ利害ニ関スル事件ヲ興起スル者」については、三日以上六日以内の「村用ノ人夫ニ使役ス」る（第三条）。（四）村会を開く際には村会議員と派遣用掛から、開催日の前日または半日前に「各氏」＝一般村民に、いつ集会するかを通知する。しかるに無断で、勝手に村会に遅刻したり、出席しない者は、本人を召喚して尋問し「其意ニ応セザルトキハ、戸長へ届け急度説諭ヲ受」けさせる（第四条）。これは、一般村民に対し村会の傍聴義務を課したものと見えよう。そして、末尾に「各自斯ノ条目ヲ確守スルノ証トシテ」一般村民、村会議員、副用掛り、村用掛りの順で連印し、それについて戸長が確認の奥印をしている。

この「村会議決証」には、冒頭に「本村ノ民衆タルヤ兎角旧習ニ墨守シ、日進開化ノ今日ニ有間敷愧業ナスアリ、其況情ヤ、筆記ヲ以テ千載ハ伝フル紙上ニ掲載シ難キモノアリ、故ニ茲ニ之ヲ明記セス、人民各自夫レ之ヲ服容シ、熟談商議ノ末、左ノ条々ヲ議定ス」として村会議員・村用係・副用掛り・村惣代などが寄り集まって「旧習」＝江戸時代的な慣習・慣行を否定しようとしていることが示されている。

その「旧習」の一つが、「第壹條」に規定されている「爾來村内人民ノ内、村議、若クハ、議員及人民等申合せ條約ニ背キ、亦者村風ヲ紊乱スルモノアルトキハ、村民挙テ一場に擅ニ集会シ、或ハ酒肴ヲ調理シ、終日終夜飲食シ、其レガ費用ヲ其違反者ニ請求スルノ僻習」である。「爾來」という文言があることから、この「僻習」は、少なくとも江戸時代以来の「僻習」＝慣習・慣行であるといえよう。

しかも、このような慣習・慣行が、「村會議決証」として村會議員・村用係・村副用係によって否定され、一般村民にも「爾后違反者無之様」連署・連印させて、連合町村戸長の奥印もうけているのである。この村會議決証が「村惣代ニ備置スルモノ也」とされた点も注意されなければならない。

このような「村會議決証」が作成され、江戸時代的な慣習・慣行が否定されることによって、明治新政とともに、兵庫県の町村制度上の村役職者の位置が村民生活の中へ浸透、定着していったものと考えられる。

それでは、村役職者によって江戸時代的な慣習・慣行が全面的に否定されていたかという点と必ずしもそうではない。

次に掲げる明治一七年（一八八四）の下河原村の「俟約改正定」は、そのことを示している。

(マ)  
俟約改正定

第一條

一月一日 村中一統本堂江午前八時揃ヒニ而御佛江致嚴重式礼、其上御院住へ御礼者勿論、一同相互ニ遂礼式候事

但、一統之中不行儀ニシテ不參之者有之ハ、屹度可相嗜様申渡候事、無拠不參方ハ代理ニ而モ可然ク、必ず耆人タリトモ欠席ハ不成候事

右之条相守申へき事

第二条

一旧正月ハ従前之旧例ヲ失ワンカ為、朔日、二日、三日、三日之間休日可致

附而ハ休日ニホコリ、金銭ヲ暖ヒ、大人ハ勿論小人タリトモ勝負モ楽ミ候者有之ハ、嚴重ニ遂折檻ヲ  
遂ケ、相用ヒサル節ハ其筋ヘ可訟出候事

古之条屹度相守可申事

第三条

一旧正月十一日 伊勢講<sup>(マ)</sup>檢<sup>(マ)</sup>約改正就而ハ献立

組重老組 其外ハ野菜物ニ而

鉢肴見計ヒ 所賄可致事

但、夕飯ハ先例通り、且朝飯ヲ廃ス

持寄之膳ハ夕飯丈ケ持參可致事

集会時間ハ午後二時より暮ノ七時限リタるヘシ

右定約之通り相用ゆへき事

第四条

一旧二月五日 種池講<sup>(マ)</sup>檢<sup>(マ)</sup>約改正献立左ニ、

朝飯ハ先例之通り汁平ハ可相用ゆ

鱈ヲ廃止、焼物ハ切身ヲ廃止、何品ナリトモ小之塩物一尾用ゆ、且送り膳赤飯盛切先例通り

但、酒肴ハ先例之通り、献立ハ講内帳面ニ在リ、翌日ラクサクナシ、手伝人ハ先規之如ク右献立之

右之外ニ汁之物老人前一ツ  
宛添、是ハ大講之定

内へ出ス、野菜之わき□杯ハ成丈ケ減少ス事、行筭・髮結送り膳ハ是迄二人前之所卷人前宛遣  
ス、行司ハ翌日後片付ケニ必呼ブ事

右之条可相守事

附集時間九時揃ヒ

第五條

一 旧五節句檢約改正左ニ記ス

正月七日

三月三日 川原遊ヒ廃止、小人ハ村内丈ケニ而弁当弄遊フ事ヲ免ス

五月五日 糰(糰)之取遣リヲ廃止之事

九月九日

第六條

一 七月十五日 礼式ハ一月之如ク嚴重ニ可相守事

第七條

一 六月十六日 御被ハ肴生魚買入ヲ廃止

第八條

一 旧九月祭礼客来不相成事

一 大鼓・獅子等之出シ者決而不成事

一 重之内他所之親戚タリトモ取遣禁ス

且、右客来ハ勿論不相成候事

右之定約堅ク可相用申事

第九条

一 旧三月十八日中山寺参詣

但、参詣之者弁当為持遣スハ尤之事ナレ共、其代りとして弁当遣シ川原遊杯致者決而不成候事

第十条

一 男女共出生ニ付産家見舞

一 普請見舞

一 病氣見舞

一 留主(マツ)見舞

一年暮之取遣リ之事、此五ヶ条取遣ヲ禁ス

第十条

一 婚礼之式茶賑舞(茶)ヲ廃止、料物ニ而村方へ出ス

地租金拾円以上 同壹円以上

同 拾円以下 同壹円以下

第十二条 本帳合

但、其際蒸物賦る事ハ直之親戚限り、且又嫁取・智取之際土産取遣ヲ禁ス、衣装飭ニ付近隣ヲ呼フ事

ハ決して不相成、客人ハ不及申候事

右之定約決て相背キ間敷事

第十三条

一葬式<sup>(マツ)</sup>檢約改正非時膳部 先規之通り酒ハ禁酒

但、他所ニ而ハ出棺葬礼之式ヲ仕舞、山上リ片付ケ、其跡ニ而染煎ニ而ニキリ飯・酒ヲ用ゆる事

第十四条

一、村方非時モノニギリ飯・煎染ニ而酒ヲ出ス、膳部ハ廃止之事、墓所ヘニキリ飯決而不相成、翌日一七日取越ハ直之親戚限りニシテ、当院住ヲ招請致ス迄之事、御布施・御齋米ハ先規之通り可取扱

第十五条

右葬式之節ハ、村方より檢約定約違約無之為目附式名出張之事、乍併分限ニヨレハ老名ニ而可然、手續キ左ニ、

一、右ニ付山上リ不勤無之様堅ク相勤可申事、無抛差支之方ハ不及是非候事、右ニ付手伝ハ可分限ニ応

第十六条

一仏事<sup>(マツ)</sup>檢約非時膳部 汁平猪口 配膳之所ハ茶漬膳ニ而モ不都合 見計ひ

但、禁酒之事、茶之子ハ成丈ケ減少ス、大切成仏事タリトモ走馳<sup>(マツ)</sup>ハ如右之、呼衆ハ先例途リ可為、法

礼ハ先例之通り

第十七条

一報恩講改正 非時膳部 先例通り

酒肴ハ 先例通り

呼衆之所 先例通り

附而ハ不参之方ハ送り膳スルハ勿論、其他之送り膳ハ廃止、寺髮結ハ先例通り、御供養先例通り、其廉ニ而酒ヲ出ス事ハ廃ス

第十八条

一 相統講・尼講御供養ヲ廃止

附タリ、相統講・報恩講ハ先例通り

第十九条

一 伊勢參宮、当明治十七年より四ヶ年之間參詣不相成事、此条堅ク相守可申候事

第廿条

一 旧十月亥ノ日 祝牡丹餅相互ニ取遣ヲ禁ス

附而ハ寺髮結行杯司ハ先規之通可為

第廿一条

一 年中下駄草履さき物之内、雪踏引摺表付之類堅ク廃止之事

村役給領改正

第廿二条

一 金貳拾八円 用掛り年給

但、議員惣代給料 金八円年給

第廿三条

一 議員ハ無給之事 但、議員他所へ用向之節無抛中飯勿論之事、是ハ日当十五銭半々ナレハ七銭五厘之

割ヲ以テ可斗

第廿四条

一 村用掛控金共扣月より二歩利子、十ヶ月式割之利子村内より出金



第廿五条

一年中協議費勘定ハ仕長議員立会之事 但、麁肴ニ而麁酒出スハ先例之通り

一統へ差出帳ニハ此条除ク

一村内仕長都合四名之所へ議員合併、郵中ヲ四組ニ分チ万端協議ヲトクヘキ事

右之通檢約改正法、当明治十七年より三ヶ年之間、嚴重ニ相專可申候、若右ヶ条内之内壺ヶ条ニ而モ相背

キ候者ハ、集会之中ニ呼出シ堅ク檢議可遂事、且其事情ニヨレハ暫時之遠慮ハ申渡スヘキモノ也

右申合ニ付村内一統連署左ニ、

中 村 政太郎<sup>④</sup> 田中伊左衛門<sup>⑤</sup>

(ほか四三名連印省略)

この「檢約改正定」<sup>(イ)</sup> 村規約は、明治一二年・一三年に出された勤儉に関する詔勅などの趣旨に應ずるもの<sup>(ロ)</sup>ともいえようが、第一条から第二一条までの条項には、正月元日の儀式を村中一統が寺の本堂へ集合して行うこと(第一条)をはじめ、正月休みのこと、賭博行為の禁止(第二条)、伊勢講・種池講・五節句・祭礼・中山寺参詣等についての節儉(第三条)第九條、出生産家見舞・普請見舞・病氣見舞・留守見舞・歳暮等の禁止(第一条)、冠婚葬祭についての節儉(第一〇條)第一六條)、報恩講・相統講・尼講についての節儉(第一七條)第一八條)伊勢参宮・祝牡丹餅の「相互取遣」・下駄草履はき物のうち「雪踏引摺表付之類」の禁止など、江戸時代以来の伝統的な農村生活に対する明治新政下の勤儉に関する詔勅の趣旨に応じた規制が定められ、第二二条以下は、村用掛・議員惣代等の給料、年中協議費勘定などに関する事項のほか、「万端」(この「万端」という意味は年中協議費のことについてだけなのか、この「檢約改正定」に関する事項についてなのか、およそ村中のことすべてな

のか、不明であるが）については「村内什長四名」と村会議員を合せ、村中を「四組」に分けて協議することが定められている。

この村規約は「<sup>(17)</sup>儉約改正定」と表題が付けられていることや、右に紹介した第一条から二二条に規定されている伝統的な農村生活に対する規制を定めた条項から判断して、おそらく、もともとは江戸時代以来の系譜を持つ、農村生活に対する規制<sup>(18)</sup>儉約などを主として定めた規範<sup>(19)</sup>村規約であったと推定してよいであろう。そして、もし大たんな推測が許されるならば、このような江戸時代以来の系譜を持つ村規約が、明治以降の勤儉の詔勅や兵庫県における町村制度およびそれを通じて展開される町村行財政に影響されて、第一条<sup>(20)</sup>第二条<sup>(21)</sup>すなわち江戸時代以来の系譜を持つ、農村生活に対する規制<sup>(22)</sup>儉約などを主として定めた規約（規定）が改められ、同時に、この村規約に、町村行財政に照応したかたちの第二二条以下が追加されて、できあがったのが、この下河原村「<sup>(23)</sup>儉約改正定」である、ということができよう。というのは、次の理由からである。

この村規約の中で、江戸時代以来の系譜を持つ農村生活規範<sup>(24)</sup>伝統的な村規約に対し、明治以降の行政が影響を与えたとみられる箇所は、たとえば、この「<sup>(25)</sup>儉約改正定」の第二条の付けたり書をあげることができよう。それは、「休日ニホコリ、金銭ヲ噉ヒ、大人ハ勿論小人タリトモ勝負ヲ楽ミ候者有之ハ、嚴重ニ遂折檻ヲ遂ケ、相用ヒサル節ハ其筋ヘ可訟出事」と、賭博行為の禁止（明治五年刑法第二六〇条・第二六一条・明治一七年一月四日太政官布告第一号賭博犯処分規則―この規則により当分の間、賭博犯は行政警察の処分になった。この規則は明治二年六月一日に法律第一七号でもって廃止された）<sup>(26)</sup>国家法を掲げて、その遵守をまず嚴重な「折檻」によって保障し、さらに「其筋」<sup>(27)</sup>警察署（便宜により警察本署）へ「訟出」ることによって、その保障の決め手としていることによって実証されるからである。このように、伝統的な村規約に対する明治以降の行政の影響の程度はかなり強力なものであった、といえるのではなからうか。まして、村用掛・議員惣代等の給料、年中

協議費勘定などについて定めた、この「儉約改正定」の第二二条以下の規定は、町村行財政に照応し、かつそれを実施するために設けられた、伝統的な村規約に追加された規定である、といつてよいのではなからうか。

この「儉約改正定」で、まず注意しておきたいのは、第一条の「一月一日 村中一統本堂（江）午前八時揃ヒニ而御佛江致厳重式礼、其上御院住へ御礼者勿論、一同相互ニ遂礼式候事」と定められていることである。

周知のように江戸時代において寺は、村民の心情的な拠り所であり、村の共同体的結合の基盤であると同時に「院住」（マ） 寺の住職は、村民が、その寺の檀那であることを保証する寺請証文を発行して、その者が切支丹信者でないことを証明する役人的機能を果たすことよつて、村において一定の権威（地位）を持っていた。

第一条は、このような江戸時代からの村の檀那寺およびその住職の権威（地位）が、明治になつて神道国教化政策がとられ、廢佛毀釈や明治四年（一八七二）の戸籍法の施行とともに寺請け機能が無くなるという過程を経て、なお村には存続していたことを示すものといえよう。しかし、寺請け機能を基礎とする権威（地位）が無くなつてしまつた当時にあつては、村の檀那寺およびその住職としての権威（地位）を示す「儉約改正定」第一条も「但書」で「一統之中不行儀ニシテ（寺本堂へ―山中注）不参之者有之ハ、屹度可相嗜様申渡候事、無抛不参方ハ代理ニテモ可然ク、必ス壹人タリトモ欠席ハ不成候事、右之条相守申へき事」と強行的に規定されて、村の檀那寺およびその住職としての権威（地位）の維持、存続がはかられていた点は、注意されなければならない。

また同時に「旧正月ハ従前之旧例ヲ失ハ、ハ、カ、為、朔日、二日、三日、三日之間休日可致」（第二条 傍点は山中）など、政府による明治六年一月の五節句の廃止・神武天皇即位日・天長節等の祝日の設定、同年一〇月の年中の祭日、祝日等休日（たとえば、元始祭一月三日、新年宴会一月五日、紀元節二月二日、天長節一月三日等）の設定（太政官第三四号布告）にもかかわらず、江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣習・慣行の維持、存続

がはかられていたことは重要であるが、伊勢講・種池講・旧五節句等々の江戸時代から伝統的な村落共同体的な民俗行事は、後述するように江戸時代そのままの状態で、維持、存続されていたのではなかった点も注意されなければならない（第二条以下参照）。

さらに重要なことは、既述したように兵庫県の明治新政下の町村行財政に照応し、それを実施するために設けられた第二条以下の規定も設けられている点、したがって、その内容から判断して、この「儉約改正」は、下河原村の村用係・村会議員・仕長など、兵庫県の町村制度上の村役職者のもとで定められたものと推定される点である。

これらの点は、とくに注意しておかなければならない。というのは、右に指摘したように、江戸時代からの伝統的村落共同体的慣習・慣行といえども、そのままのかたちで存続されているのではなかったからである。すなわち、第二条の付けたり書にみられるように賭博行為の禁止（明治国家の法）が規定され、「其筋」＝警察署へ「訟出」ることが、その保障の決め手とされており、また村役職者の手によって、明治一二・一三年の勤儉の詔勅に応じて改められたと思われる廃止・禁止・節儉事項も第三条～第二条にわたって規定され、村の檀那寺およびその住職の権威（地位）の維持、存続（第一条）をはかる規定とともに、それらの規定の遵守が、村役職者によって村民に強制されていたと考えられるからである。

江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣行・慣習・民俗行事も、上述したように村役職者の手によって明治新政に照応したかたちで改められているし、また村民の心情的抛り処といっても、寺請け機能がなくなってしまう檀那寺やその住職の権威（地位）も、このように村役職者に依存し、疵護されてこそ、維持、存続することができたといえるのではなからうか。

以上に検討してきたように、村規約類を勘案するならば、明治二二年町村制施行前の（行政）村の実態は、

明治新政府のもとにおいても、江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣習・慣行・民俗行事および村の檀那寺やその住職の権威（地位）が、一定程度維持され存続してはいるが、明治新政の影響を強くうけて、変容し、新政下の町村制度に則した村行財政の浸透もみられ、村行財政を担当した戸長・村用係・村惣代・什長といった町村制度上の村役職もそれなりに浸透、定着し、彼らの手によって伝統的な村落共同体的慣習・慣行・民俗行事および檀那寺やその住職の権威（地位）も一定の規制をうけつつ維持、存続されてきている状況にあったといつてよいであろう。

こういった実態に情況の村に対して、明治二二年、兵庫県においても町村制が施行され、町村合併が行われて、新町村に行政村が生まれるのである。

次には、このような町村制下において旧来の村の実態がどのように変化していったかを村役職者に焦点をあてて考察することにより、この点を検討したいと思う。

(1) 伊丹市、長沢祥光氏所蔵文書、山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』（木鐸社、一九七五年）（以下『村規約』と略称する）一三四頁～一三五頁所収。

(2) 伊丹市、前田淑伸氏所蔵文書、『伊丹市史』第五卷（伊丹市、一九七〇年）八九頁、山中・前注（一）『村規約』一三六頁所収。

このような自治的な村規約は、明治九年一月の酒井村の婚礼、新築披露等について祝儀金を戸長あてに「直納」することを定めた「規約」にもみられる（伊丹市、長沢祥光氏所蔵文書、山中・前掲注（一）『村規約』一三八頁～一三九頁所収）。

(3) 伊丹市南野部落有文書、前掲注（二）『伊丹市史』九一頁～九二頁、山中・前掲注（一）『村規約』一五四頁～一五五頁所収。

(4) この区町村会法は各地に開設されていた町村会に対する制限を強化して自由民権家などの町村会への進出を防止

しようとする措置であった。すなわち、区町村会法は町村会の役割を、その町村の公共に関する事件およびその経費の支出徴収方法を審議することに限定してしまったのである。また町村会の規則は、その町村の便宜にしたがって設けるものとされたが、その規則に対する裁定権は県令が持つなど、さまざまな制限条項の大綱がさだめられ、町村会に対する戸長の権限も強化されて、戸長が町村会の「議決ヲ不適當ナリトスルトキハ、其執行ヲ止メテ府知事県令（戸長ハ郡区長ヲ経テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得」（第四条）などの規定が置かれた。この区町村会法の公布により、兵庫県では県甲第六七号布達をもって、あらかじめ各町村に規則の作成を命じた。

(5) 伊丹市下河原部落有文書 前掲注(2) 『伊丹市史』六五五頁～六五九頁、山中・前掲注(1) 『村規約』一六三頁～一六八頁所収。

(6) 山中・前掲注(1) 『村規約』二〇二頁～二〇三頁参照。

(7) このような寺住職の地位を次に掲げる兵庫縣川辺郡火打村の「明治貳拾貳年三月三日決議 佛事禁酒附屬節儉規約章程」が示しているように思われる。というのは、この「規約章程」には、火打村の檀那寺住職後藤某が「佛事禁酒」を説明しても村民たちを説得できないので、「法義爲引立」小野島某（おそらく本山の僧であろう）を檀那寺住職の「希望」により招いて「布教」してもらった結果、「檀下（家）総代」、火打村「村（公）議員」「同村総代」が納得して、佛事の際の飲食の「弊風」を廃して、その費用を「貯金」して「国恩佛恩」（傍点は山中）に酬いることを約して「佛事禁酒規約」や結婚祝・出産見舞を節儉する旨の「規約書」を作成して、村民に記名・捺印させ、その遵守をはかっていることが示されているからである。

明治貳拾貳年三月三日決議  
佛事禁酒附屬節儉規約章程

兵庫縣川辺郡火打村中

仏事禁酒規約書

一 仏事禁酒現住後藤頼遠氏住職以来屢々説明ヲ受クルトドモ、從來ノ習慣ヨリ断然禁酒ニモ難相成遺憾ニ相心得居候処、今般同氏ノ希望ヨリ法義為引立貴殿ヲ請待シ御布教ノ末右等ノ蔽風ヲ更ニ廃止シ該費ヲ以テ予備貯蓄ニ致シ国恩仏恩ノ報酬ニ充ツベク様御説明ニ拝伏シ、從來銘々トモ団結賛成仕候、依リテ左ノ通規約ス  
一 葬式酒飯トモ更ニ禁スル事

但シ、親族若クハ該場ノ周旋ヲ厚フスル者ニ限り、壹飯ヲ賄フハ此限ニアラズ

一 祥月酒飯トモ更ニ禁ジ并ニ茶ノ子等贈答禁

一 報恩講年回禁酒ノ事

但シ、総而仏事ニ関スル際ハ一切禁酒ノ事

一 前条義務金ヲ当轄シ例月立会精算ノ上該金參分ニ割チ、一ヲ本山教学資金トシ、一ヲ教費、一ツヲ慈善金トス

右協議上議決仕候、由リテ不日村中不残召集シ前条ノ示談会ヲ設ケ一同懇諭ヲ尽シ賛成為致貯蓄資金ヲ募集ヲ原基トシ是ヲ国恩仏恩ニ充ン事ヲ希望ス(本山江取納方法設ケタル上追テ上伸ス仍而茲ニ略ス)

一同規約調整後若シ是ヲ犯スル者ハ相当処分方法ヲ設ケ規約書式冊ヲ製シ交互記名捺印シ現在ト檀下総代江壹冊宛々指出シタル後屹度施行可仕、仍而禁酒規約ノ銘々共曩キニ記名捺印シテ此段上伸スルモノ也

明治二十三年二月十日

兵庫県川辺郡火打村

勝福寺檀下総代

- 金田吉兵衛 印
- 德永吉右衛門 印
- 中野治良兵衛 印
- 井畑亦五郎 印
- 山沢音治郎 印

小野島行薫殿

右は明治二十二年二月十日同氏<sup>江</sup>指上タル写、仍而前条々同年三月三日示談会議決規約左ノ如シ

仏事禁酒規約

一 仏事禁酒ハ仏徒ノ本分ニシテ一日モ欠クベカラサルノ良典ナリ、故ニ青州ノ蔽害百般此ヨリ起ルハ不俟論、爾ルニ中古已来年回ノ際ハ断然禁酒と確乎施行セシモ猶葬義<sup>マツ</sup>ノ節ハ云何<sup>マツ</sup>セン祝典ニ異ナラス、這般一村協議ノ上仏事一切禁酒ノ規約ヲ設ケ該費ノ幾分ヲ以テ預備貯蓄シ困恩仏恩ノ報酬ニ充テントス、依リテ規約スル左ノ如シ

一 葬式ハ仕立テ酒飯ヲ廢シ最モ自宅ハ勿論ナリ、然リトドモ親戚并ニ該場ノ周旋ヲ厚フスルモノニ限り茗飯ヲ賄ヒ又ハ慈善者ヨリ齋米ヲ発付シ若干人<sup>江</sup>〔齋ヲ云フ〕喫飯ヲ施スモノハ此限ニアラズ

(中 略—山中注)

兵庫県川辺郡火打村

規約書

一無益ノ財散ヲ費消スルナカレ、各自結婚・出産見舞・部屋開キ〔出産ノ七日立ヲ言フ〕祝酒飯増長スルノ<sup>マツ</sup>蔽

同	村松忠治郎	印
同	田中太郎	印
同	中野長四郎	印
同	井畑義助	印
同村議員	柴田長太郎	印
同	登阪源吉	印
同	中野甚兵衛	印
同	宮内作右衛門	印
議員	角矢治介	印
同村総代	西良源介	印



風ヲ一洗セン事ヲ協議候処更ニ廢スルニ議決ナシタル上其義務金ヲ納ムルノ規約左ノ如シ

(中略—山中注)

右は本日示談会ヲ設ケ協議々決候、由リテ今後確乎施行ス、此条約ニ背モノハ右科目ニ照シ処分ナスモノトス、仍而茲ニ規約書ヲ製シ記名捺印ノ上村総代<sup>五</sup>備置モノナリ

明治二十二年三月三日

川辺郡火打村

北口淹吉<sup>㊦</sup>

(外一八五名連署略)

(火打郷土史保存会保管文書、宮川秀一編『川西市史』第六卷 川西市、一九七七年、五二〇頁〜五二四頁)  
 なお、この「規約章程」に檀家総代・村議員・村惣代として名前が挙っている人々は、後掲「川西村地主申合規約」中の火打村地主五人のうち四人を占めている(本稿四一頁〜四二頁参照)ことも注意しておきたい。

### 三 新町村(行政村)の成立と旧村の村役職者

明治二二年(一八八九)町村制の施行に際して、政府は、まず大規模な町村合併を行った。町村を町村制の施行にたえる規模のものとするために、戸長役場管轄区域内の町村を統合して、当時七万四〇〇〇余を数えた町村を約五分の一の一万三三〇〇余に減らしたのである。

兵庫県では町村合併を促進するため、県庁内に一人の市町村制取調委員を置き、明治二二年五月十五日、県下の各郡区長を招集して郡区長会を開き、一週間にわたって検討した。この会議で県知事内海忠勝は、町村合併を従来の戸長役場を中心にした一町村七〇〇戸を標準として行う方針を示した。これをうけて郡長は、翌六月ごろから郡単位に戸長を招集して制度の説明・研究会を開いた。たとえば川辺郡では下調べ委員を設ける

とともに、郡長みずから郡内の戸長役場を巡回して町村の状況を視察した。こうして郡長は、その手もとで新町村区域の原案を作成し、これをさらに戸長・惣代・または町村会議員・有志者などに諮問して意見調整を行い県に上申した。<sup>(1)</sup>この上申をもとに、県は、町村制を施行し、新しい行政村が生まれたのである。

この行政村は、明治二年六月一三日の内務大臣訓令第三五二号によって「新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」(同訓令第六条)とされたが、<sup>(2)</sup>兵庫県では、明治二年二月二日県令第二四号によって「町村名ハ大字トシテ之ヲ存ス」と定められ、旧町村名は大字名として存続することとなった。<sup>(3)</sup>この大字が、旧村として、既述したように従来の日本近代地方史あるいは日本近代地方制度史の研究方法では一般に、「自然村」と呼ばれてきたものにはかならない。

次に明治二二年町村制施行以後の兵庫県下の行政村の下における旧村について検討してみたいと思う。

先ず、明治二六年(一八九二)一月二八日の兵庫県稲野村の大字である御願塚村(現伊丹市域)の「村中申合規約書」を掲げる。

#### 村中申合規約書

第一条 本村ニ於テ左ノ役員置ク

一 総代 壹名

二 副総代 壹名

三 収入役 壹名

四 町総代 各壹名

第二条 村総代ハ、村長ノ代理トシテ、法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ管掌ス

第三条 副総代ハ総代ノ事務ヲ補ス

第四条 総代ハ満壹ケ年勤務シタル時ハ、副総代代テ総代トナリ、亦新ニ副総代ヲ撰擧スル者トス

第五条 収入役ハ、支出・収入ニ関スル一切会計事務ヲ掌ル

第六条 町総代ハ村会議員トシ、協議ニ参与シ、亦ハ区域町内ニ関スル事務ヲ担任ス

第七条 規定外ノ事務ハ、総テ従来ノ習慣ニ依ル

賞与規則

第一条 品行方正ニシテ人ノ龜鑑トナル可キ者ハ、褒賞トシテ拾錢以上貳円以下ノ物品ヲ与フ可シ

第二条 実業ニ精勵シテ且実業ノ進歩ヲ謀リシ者ニハ、拾錢以上貳円以下ノ実業ニ用ユル道具ヲ賞与

ス可シ

第三条 年期奉公人併ニ一年雇人ニテ実貞ニ勤務シタル者ハ、拾錢以上壹円以下ノ金円ヲ賞与ス

第四条 被雇人ニシテ給金ニ超絶シタル勞力ヲナス者亦ハ給金ニ相当セザル者ハ、従来ノ比側ニ関セ

ズ増減スル事アルベシ

第五条 右ケ条ノ協議ヲ為スニ、年々一月廿八日ヲ以テ村民總會開キ會議スル者トス

雜則

第一条 本村ノ区域町内ニ於テ町内ノ者博奕亦ハ之ニ類スル賭戲ヲ為シ、亦ハ賭場ヲ貸与シタル者ハ、

其町総代ハ説論ス可キ者トス

第二条 前条ノ説論ヲ受タルモ猶止マザル者、警察署ノ注意ヲ乞ヒ、其姓名ヲ揭示場ニ記載ス

第三条 揭示場ニ記載セラレタル者、猶止マザル者ハ、町内ノ交際ヲ拒絶亦ハ借地・借家ニアル者ハ、

其地主・其家主ハ民法上ノ契約アルニ非ザレハ退去ヲ命ス可キ者トス

第四条 淫売ヲ為ス者、亦ハ之ニ接シタル者、亦ハ品行放蕩ニシテ家業ヲ為サザル者ハ、町総代之ニ

説論ス可キ者トス

第五条 前条ノ説論ヲ受タルモ猶止マサル者ハ、前第二条及ヒ三条ノ例ニ依ル

第六条 飼鷄ヲ為ス者、他人ノ田畑亦ハ作物ヲ侵害シタル者ハ、相当ノ損害ヲ賠償ス可キ者トス

第七条 前条ノ損害ノ計算スルニハ、町総代二名以上立会ノ上、評決スル者トス

第八条 被害者ヨリ為害者ニ対シ、損害賠償ヲ請求スルモ慮セザルトキハ、村総代ハ、其飼鷄ヲ売却セシメテ被害者ノ請求ニ応セシム

第九条 村税不納者ハ、説論ヲ受クルモ猶不納者ハ第三条ニ依ル

第十条 満廿歳以上ノ者ニテ窃盜セシ事ヲ目撃シ、証拠ヲ挙テ、村総代ニ申出テタル者ハ、金壹円五十錢以上五円以下ヲ賞トシテ付与ス

但、窃盜スル者、資産ヲ有スル時ハ申出タル者ニ付与ス可キ金円ハ其者より代償セシム

右ケ条ノ通り村中申合規則ハ、我々連署ノ上、堅ク相守ル事ヲ盟約ス

明治廿六年旧正月廿八日

村上岩右衛門 印

(ほか六三名連印省略)

この「村中申合規約書」において、まず注目されることは、「第一条」において「本村ニ於テ左ノ役員ヲ置ク」として「一総代 壹名、二副総代 壹名、三収入役 壹名、四町総代 各一名」が設けられることが決められ、「第二条」において「村総代ハ、村長ノ代理トシテ、法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ処理ス」「第三条 副総代ハ総代ノ事務ヲ補ス」と規定されている点である。このことは、御願塚村という旧村では、新行政村の

「村長」の代理として、「法律ノ区域内ニ於テ」旧村の「万般ノ事務ヲ管掌ス」る役職として、明治二年町村制施行前の兵庫県の連戸町村戸長制下の町村制度上の役職であった町村惣代と同じ呼称の「村総代」という役職を置いたことを示すもといえよう。

しかも、さらに注意すべきことは、この「村中申合規約書」の中の「賞与規則」において、(一)「品行方正ニシテ人ノ龜鑑トナル可キ者」、「実業ニ精励シテ且家業ノ進歩ヲ謀リシ者」、「年期奉公人併ニ一年雇人ニテ実貞ニ勤務シタル者」等に対する賞与を行うこと(賞与規則第一条ノ第三条、(一)「被雇人」の給金をその働きに依じて、「従来ノ比例」にかかわらず増減することがあること(同上第四条)、(三)賭博、淫売行為を行った者、「品行放蕩」で家業を行わない者に対する町総代による説諭↓警察署の注意↓その姓名の揭示↓村八分(雑則第一条ノ第五条)、(四)鶏を飼っている者で他人の田畑、作物を侵害した者に対し損害賠償を命ずること(同上第六条ノ第八条)、(五)村税(新行政村の村税か、旧村の何らかの賦課金かは定かではない)不納者に対する説諭↓村八分(同上第三条・第九条)、(六)成年者で窃盗を目撃し、証拠を示して村総代に申し出た者に対し賞金を与えることなど(同上第一〇条)いわば、主に旧村内の規制に関する事項、従来の日本近代地方史あるいは日本近代地方制度史の研究方法でいうならば、主に「自然村」内の規制事項が規定されており、それを村民に遵守させるための制裁(手段)に、新行政村の「村長ノ代理トシテ、法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ管掌スル」「村総代」——「町総代」だけでなく「警察署」(国家権力)の関与と「村八分」がみられることである。

私たちは、このような「村中申合規約書」をどのように考えるべきであろうか。明治二二年に町村制は施行されたものの、新行政村は周知のように旧村がいわば強制的に合併されて造成されたものであった。したがって、新行政村にとっては、その行財政を行うに当って、その管轄下の旧村に何らかの新行政村の下請け機関を設けることが必要であったのは当然であったといわなければならない。町村制第六四条に行政区を設置するこ

とができる規定が設けられたのは、そのためでもあった。しかし、町村制施行当初から旧村に行政区を設けた町村は、兵庫県においても少なかったものと思われる。しかも、旧町村の側においても新行政村の下請機関ではない行政区を設置することに抵抗があったのかも知れない。

兵庫県において、行政区を設置していない場合に、新行政村下の旧村において新行政村の行財政上の事務をどのような機関に担当させるのかを明示的に定めた県の法令などは、残念ながら現在まで発見されていない。

しかし、現在までに得られた資料によると、兵庫県では、旧町村における新行政村の行財政に関わる事務処理や「旧村」に関わる諸事務・諸事項について町惣代・村惣代、大字惣代（後掲四〇頁参照）、人民惣代、村民惣代（後掲五二頁、五六頁参照）と呼称は多様であるが、旧町村の長たる機関としての行為を行い、あるいはまたこれらの役職の下請機関として、明治二二年町村制施行前の兵庫県下の町村制度上の役職であった什長（後掲五二頁、五五頁参照）あるいはそれに代る組頭（後掲五〇頁参照）・組惣代等が置かれ、それが時には、新行政町村レベルで公認されていたのではないか（もちろん明示的な資料は、後述大沢村の組頭設置法―後掲五〇頁参照―以外にはみられないが、右に紹介した明治二六年一月の御願塚村の「村中申合規約書」においても、公認されていたことは十分に推定される）と考えられる資料がみられるのである。

まず新行政町についていうならば、このことは、明治二七年（二八九四）一〇月一〇日付の兵庫県の『県報』にある「町村吏懲戒」欄に明石郡明石町役場の書記某が、「明石町ノ内東本町惣代、鷺尾長三等ヨリ差出タル官有地拂下願書ノ処理上ニ対シ二ヶ月程ノ久シキ閑慢ニ附シタルニ付、町長ハ職務上ニ都合ナリシト謹責セリ」（傍点は山中）との記載があることによって実証されるのである。このような事実が『県報』に登載されたことを考慮するならば、県当局も、このような町惣代の存在を承知していたことだけは、少なくとも確認されるのである。

次に、村（行政村）レベルでは、兵庫県有馬郡大沢村（行政村）のように、町村制第六五条にもとづいて「村内行政ノ脉絡ヲ通スルニ便ナラシムル爲」（大沢村常設委員設置規則第三条）に設置された常設委員の設置規則などとともに「組頭設置法」が「仕長」と同じ「主意」で、明治三二年町村制施行後間もない同年七月二八日、二九日の両日を会期とする行政村大沢村村会<sup>(1)</sup>で制定されていることによっても実証されるのである。

この「組頭設置法」によると「組頭ハ従来ノ仕長ト其主意ヲ同フシ、人家ノ多少ニ拘ラス日々互ニ言聲ヲ通スルニ不足ナキヲ旨トシ、之レヲ一組トシ組毎ニ其長タルモノ一名ヲ置クニアリ」（同法第二条）として「仕長」に代るものであることが示され、選任も仕長と同様「其組中ニ於ケル各戸主ノ互選」（同法第八条）でかつ名譽職（同法第三条）であった。職務は「互ニ氣脉ヲ通シ、彼我ノ便利ヲ図リ、村内ノ幸福ヲ増進シ、安寧ノ基礎ヲ固クスルモノトス」（同法第一条）と規定されていて、きわめて抽象的、総括的ではあるが、同法第四条では「村長役場ハ可成各自各戸ニ就キ直接其用務ヲ尽スベキモ、止ヲ得サル急遽ノ場合又ハ臨時必要ト見込ミタルトキハ、組頭ニ氣脉ヲ通スルコトアルヲ以テ組頭ハ怠慢ナク其組中へ相通シ其処置ヲナシ、之レガ応答ヲナスノ義務アルトス」、第六条では「組頭ハ常設委員ト氣脉ヲ通シ、其組中ニ於ケル諸般ニ関シ応答ヲナス義務アルモノトス」と規定されていて、組頭が完全に行政村大沢村の村長の行政下請機関であることが示されていた。この点は「組頭設置ノ区域ハ村会（行政村大沢村の村会―山中注）之ヲ定ム」（同法第七条）と規定されていることから判断されよう。

このように旧村には、新行政村の枠組みが貫徹されていたのである。

次に掲げる明治二六年（一八九三）一月二〇日の兵庫県川辺郡川西村（行政村―現川西市域）の「地主申合規約」は、この事実を地主制支配との関連において明瞭に実証するものである。

地主申合規約

第一条 凡ソ地主、即チ川辺郡川西村所属ノ土地ヲ所有スルモノハ、此規約ヲ遵守履行スル義務アルモノトス

第二条 小作人中若シ小作米ヲ怠納シ、尚旧十二月廿八日ヲ過キ納付シ来ラサルモノハ、其地所ヲ取揚ケ(三反歩小作セシメアル内苞反歩分ヲ怠納セシトキモ残ル式反歩ヲモ引揚ケ)、其旨ヲ各大字総代ヘ通知シ、通知ヲ受タル各大字総代ハ部内各地主ヘ通知スルモノトス、通知ヲ受タル各地主ハ曾テ其者ヘ小作ヲナサシメアル地所ハ悉皆小作ヲナサシメサルモノトス

但、各惣代ヘ通知ヲナス已前ニ、先ツ村長ヘ届出テ、村長ノ説諭ヲ受クル期間ハ、旧十二月廿八日巳后一周日限トス

第三条 前条ノ通知ヲ受タル后、尚小作ヲナサシメ居ル地主ハ五円ノ違約金ヲ出スヘキモノトス

第四条 第三条ノ違約金所分<sup>(應)</sup>ハ、本規約ニ要シタル費用ニ充ツルモノトス

第五条 右各条ヲ遵守履行スルノ証トシテ、茲ニ各自署名捺印シ、各大字ヲ代表スルモノ也  
但、本規約ハ明治廿六年十一月廿五日ヨリ実行スルモノトス

明治廿六年十一月廿日

川辺郡川西村之内  
(本文ニ附帯)

久代新田村

久代村

高木宇兵衛<sup>印</sup>

末井藤尹<sup>印</sup>

石原武兵衛<sup>印</sup>

今西卯之介<sup>印</sup>

石原民右衛門<sup>印</sup>

久代国造<sup>印</sup>



加茂村

篠木庄左衛門<sup>印</sup>

篠木六兵衛<sup>印</sup>

岩田 祐 吉<sup>印</sup>

阪本惣左衛門<sup>印</sup>

今北喜左衛門<sup>印</sup>

森田 郁 藏<sup>印</sup>

寺畑村

前田 仙 吉<sup>印</sup>

尾林八良兵衛<sup>印</sup>

小戸村

西野字三郎<sup>印</sup>

西野吉兵衛<sup>印</sup>

滝山村

小来田藤太郎<sup>印</sup>

小来田為次郎<sup>印</sup>

栄根村

末井 鶴 吉<sup>印</sup>

北山 豊 吉<sup>印</sup>

阪本梅治郎<sup>印</sup>

桜井伊左衛門<sup>印</sup>

桜井 嘉 藏<sup>印</sup>

小花村

広末七右衛門<sup>印</sup>

広末清次郎<sup>印</sup>

出在家村

滝井与治兵衛<sup>印</sup>

荒木 九 平<sup>印</sup>

渡辺 国 松<sup>印</sup>

火打村

西良 源 助<sup>印</sup>

大角 太 介<sup>印</sup>

萩原村

宮内作右衛門<sup>㊤</sup>中野甚兵衛<sup>㊦</sup>中野治郎兵衛<sup>㊧</sup>松栄平右衛門<sup>㊨</sup>荒木九兵衛<sup>㊩</sup>岩佐利右衛門<sup>㊪</sup>

右之通取為換相違無之候也

川西村長

岩田彦兵衛<sup>㊫</sup><sup>(12)</sup>

明治二十六年十一月廿日

この「地主申合規約」では、小作人が、小作米を「怠納シ」し、一二月二日の期限までに「納付」しない場合は、地主は小作地を取上げ「其旨」を「各大字総代へ通知シ、通知ヲ受タル各大字総代ハ部内各地へ通知スルモノト」され、その「通知ヲ受タル各地主ハ」不納した小作人に「小作ヲナサシメアル地所ハ悉皆小作ヲナサシメサルモノトス」と規定されている（同規約第二条）。ただし、地主は各大字惣代へ通知をする以前にまず「村長へ届出テ」小作人に対し、村長が納付期限の一二月二日以後一週間の期間内に、説論することも規定されている（同規約第二条但書）。このことは、大字惣代なる旧村役職者を行行政村である川西村村長が認めたことを実証するものといえよう。そして、この「地主申合規約」の連署・連印者は「各大字ヲ代表スルモノ」（同規約第五条）である。

彼らのうち火打村については、明治二年（一八八九）三月三日決議の「仏事禁酒附属節儉規約章程」（本稿三〇頁〜三三頁、注（七）参照）によれば、西良源助は村総代、中野甚兵衛、宮内作右衛門は同村（旧村）議員、中

野次郎兵衛は同村勝福寺檀下総代であることが判明し、萩原村荒木九兵衛は明治三七年（一九〇七）二月二日の同村の「不正行為禁止規約書」<sup>(14)</sup>によれば、同村区長であることが判明するのである。このことから、この川西村の「地主申合規約」の連署・連印者は、火打村以外の他村（旧村）についても、村惣代（大字惣代）クラスの有力地主<sup>(15)</sup>「名望」家層であると推定することができよう。

小山仁示氏の研究によれば、川西村が成立した明治二二年（一八八九）頃において、同村では、松方デフレ政策による農民層の階層分化が進んでいて、土地所有者の約半数は一反に満たない耕地の所有者であった。一町以上の土地所有者は、同村土地所有者全体の二二・五パーセント（三三人）で、かなり地主制が進展していたことが知られる。

この「地主申合規約」は、そのような情況のもとで、行政村<sup>(16)</sup>村長（公）が、有力地主（私）をいかに擁護するものであったか、行政村<sup>(16)</sup>村長（公）と旧村の有力地主（私）が「大字総代」を媒介にして密接不可分に一体化・一元化していたかを明白に示すものといえよう。この「地主申合規約」から、私たちは、「自然村」（伝統的な村落共同体）の存在を感じとることができるのであろうか。そこにみられるのは、行政村<sup>(16)</sup>村長と一体化した旧村の有力地主層による小作層（一般村民）支配の実態ではないのである。

周知のように、明治二二年施行の町村制は、公民資格を「凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子ニ以テ来（一）町村住民トナリ（二）其町村ノ負担ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者」（第七条）を公民として、選挙、被選挙資格を与え、等級（二級）選挙制（第一三条）をとったことにみられるように、当時、成立しつつあった地主制支配を制度的に保障するものであった。

先に紹介した明治二六年一月の川西村の「地主申合規約」は、このような町村制の実態を、地主制支配と行政村、旧村との関連において明確に示した好箇の資料といえるのではなからうか。

(1) 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(以下『村規約』と略称する)(本鐸社、一九七五年)二一三頁～二四頁。

(2) 明治二十一年六月一三日 内務大臣訓令第三五二号  
訓令第三五二号

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメサルヘカラス、依テ、其施行ニ際シ、先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為ス可シ

(中 略—山中注)

第六条 合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧町村ノ名称ハ、大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ヲ合併スルトキハ、其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ、各町村ノ旧名称ヲ交互折衷スル等、適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但、町村ノ大小ニ拘ハラズ、歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ

(3) 兵庫県令第二十四号

町村区域並名称別記ノ通更正シ、本年四月一日ヨリ施行ス  
但旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存ス

明治二十二年二月二十二日

兵庫県知事 内海 忠 勝

兵庫県令第二十五号

本年四月一日ヨリ神戸区並ニ飾東郡姫路ニ市制其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス

明治二十二年二月二十二日

兵庫県知事 内海 忠 勝

(4) 伊丹市御願塚部落有文書、『伊丹市史』第五卷(伊丹市、一九七〇年)九四頁～九六頁、山中・前掲注(1)『村規約』二二六頁～二三八頁所収。

規約』二二六頁～二三八頁所収。

(5) しかし、明治三十六年六月三〇日付の兵庫県『県報』の「諸税徴収状況」欄には「長崎税務監督局区町村ニ於ケル諸税徴収ノ状況ハ左ノ如シ」として、町総代や部落(旧村)の総代が区長と同じく「市町村徴収ニ係ル国税」の徴収にも関与している事例が紹介されているのを見れば、御願塚村の「村中申合規約書」に規定されている「村税」も行政村の「村税」である可能性は否定できない。このことはまた、兵庫県のみならず、長崎県においても市町村制度上の旧町村役職者でない町総代・部落総代が、区長と同様の職務を行い県も新市町村も、それを公認していたことを示すものとしては注意しておかなければならない。次に掲げておく。

○彙報

○諸税徴収状況 長崎税務監督局区内町村ニ於ケル諸税徴収ノ状況ハ左ノ如シ

市町村徴収ニ係ル国税ノ滞納者ハ、近年著シク増加スルノ傾向アリ、其原因種々アルベシト雖モ、市町村ニ於ケル注意ノ厚薄ハ、直ニ徴収成績ノ良否ニ関係スルカ如シ、今管内市町村ノ徴収状況ヲ取調フルニ、左ニ掲クル町村ニ於テハ注意周到シ、納税者亦能ク規約慣例ヲ厳守シテ、以テ毎納期円満ニ納税ヲ了シ来レリ、其概要左ノ如シ

一、税金講ナルモノヲ設ケ、明治二十七年頃ヨリ施行シ、現今ニ至ル迄滞納者ヲ出ササルハ、長崎県北松浦郡平戸町トス、其規約ノ要領ヲ挙クレハ、左ノ如シ

(イ) 納税告知書ハ、各町総代ニ配付ス、町総代之ヲ受ケタルトキハ、予テ蓄積シタル税金講ノ集金ヲ以テ、納期前ニ町役場ニ納付ス

(ロ) 講金ハ、毎日各戸順番ニテ其町村ノ現金ヲ取纏メ、之ヲ町総代ニ交付ス、町総代ハ貯蓄銀行ニ預入レ又ハ自ら之ヲ保管ス

(ハ) 講金ハ各納税人ニ付、先ツ国税、県税、町村税等一ヶ年ノ負担額ヲ予算シ、毎日ノ集金額ヲ算出シテ之ヲ定ム

(ニ) 町総代ハ、一定ノ時期ニ於テ現金出納ノ決算ヲ為シ、各納税人ニ之ヲ知ラシム

二、納税組合規約ヲ設ケ、明治三十三年ヨリ実施シ(福島村ハ二十年ヨリ)現今ニ至ルマテ徴収成績ノ良好ナルハ、長崎県北松浦郡志佐村、柚木村、福島村(柚木、福島ハ滞納者ヲ出セシコトナシ)トス、其規約ノ要領左ノ如シ

(イ) 組合ハ何々(部落名)納税組合ト称シ、各部落毎ニ設置シ、該組合区域内ニ居住スル者ハ、総テ加入ノ義務ヲ負ハシム

1995年12月

- (ロ) 組長ハ、納税告知書ヲ世話係ニ送付スルコト、滞納者ヲ出ス見込アルトキハ納期日前ヨリ世話係ヲシテ督促ヲ加ヘシメ、納期内ノ完納ヲ期スルコト等又世話係ハ、納税告知書ノ配付及組中ノ税金ヲ取纏メ、村役場ニ納付スルコト、常ニ組合中納税者ノ転出入其他状況ヲ視察シ、滞納者ナカラシムコトニ注意スルコト等ヲ分担ス
- (ハ) 部落内ニ居住セサル納税者アルトキハ、組合員中ヨリ納税代人ヲ定メ、世話係ヲ経テ、組長ニ届出サシム
- (ニ) 組合員若シ滞納シ督促ヲ受ケタルトキハ、一回ニ付、拾錢以上三拾錢以下ノ過怠金ヲ組合ヨリ徴収ス
- 三、久シキ以前ヨリノ慣例ヲ守リ、今ニ至ル迄一人ノ滞納者ヲ出サ、ルハ、長崎県北松浦郡柳村及前方村トス、其要領左ノ如シ

(イ) 納税告知書ノ配達及税金ノ取纏ハ、各部落ノ総代之ヲ為ス

(ロ) 納入ハ、直接総代ニ税金ヲ提出スル者アリト雖モ、其多クハ数十戸申合セテ代納者ヲ定メ、毎納期ノ税金ハ総代納セシム。而シテ農産物及魚類ノ收穫アリタル都度其幾分ヲ持寄り、販売方ヲ代納人ニ委託シ、其売得金ヨリ税金及利子ヲ控除シ余剩アルトキハ、現金ノ交付ヲ受クルヲ例トス

四、区長又ハ総代ニ於テ、其区域内ニ於ケル納税上一切ノ責任ヲ負荷シ、競フテ徴税成績ノ他ニ劣ラサランコトヲ努メ、納税者亦能ク期日ヲ愆ラス円満ニ納税ヲ了シ来リタルハ、佐賀県杵島郡西川登村、六角村及同県西松浦郡大坪村、大川内村、有田町トス、其要領左ノ如シ

(イ) 納税告知書ノ配達及税金ノ取纏ハ、区長又ハ総代ニ於テ之ヲ為ス

(ロ) 区長又ハ総代ハ、取纏期日ヲ定メテ其区域内ノ各納税者ニ通知スレハ、納税者ハ先ヲ争フテ税金ヲ持来ル

(ハ) 若シ期日ニ税金ヲ持来ラサルモノアルトキハ、区長又ハ総代ハ懇篤教諭シ、尚之ニ応セサル者アルトキハ、町村長ニ其氏名ヲ報告シテ説諭方ヲ囑托スルヲ例トス。然レトモ現今ニ於テハ、町村長ノ説諭ヲ煩ハス者跡ヲ絶ツニ至ル

(ニ) 徴収成績ヲ良好ナラシメタル区長又ハ総代ニ対シテハ、毎年一回物品又ハ金錢ヲ増與シテ其功勞ヲ賞(西川登村六角村是レナリ)

(ホ) 毎納期徴収成績ヲ記シテ、各部落ニ掲示スル村アリ(傍点は山中)

『県報第九百六十七号、明治三十六年六月三十日』一二頁〜一三頁、兵庫県庁所蔵文書

(6) たとえば武庫郡山田村(行政村)のうち衝原村(旧村)がその村持原野売却について村会(行政村)の決議と郡参事会へ許可申請の手続を行うよう依頼する申請書を明治三四年六月二六日付で「衝原村惣代」より提出し、同年七月二〇日に村会議決を経て、「区有財産売却許可稟請」として郡参事会への手続がとられたものと思われる書類が『明治三十五年村会文書綴山田村役場』(山田村役場文書、神戸市文書館保管文書)の中にみられる。次に掲げておく。

(表紙)  
 明治三十五年四月  
 村会文書綴  
 山田村役場

議	明治卅五年三月五日	決	明治	年月日	行	明治	年月日
長	(印)林	第一係	主	(印)	副	(不明)	

区有財産売却許可稟請

「第二八号ノ一」

区有財産売却ノ儀ニ付稟請

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八十番ノ一

一原野四畝二歩 地主 衝原村

地価五錢六厘

此売却予定価格金拾円

右之地所ハ衝原村持ニ有之候処、今般同村林正敏へ売却ノ儀、客年七月廿日ノ村会ニ於テ議決致候条御許可相成度、此

段稟請候也

年月日

村長

武庫郡参事会

武庫郡長氏名殿

理由

右原野四畝二歩ニ対シテハ収益無之ニ付、林正敏へ売却シ、代価ヲ以テ利殖ノ道ヲ図ラントス

(議事録抄本添付)

区有財産売却議案

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八十番ノ一

一原野四畝式歩

地主 衝原村

右衝原村区域内ノ協議ヲ以テ同村林正敏へ売却致度旨、惣代 柚垣庄太郎外二人ヨリ申出テタリ

明治参拾四年七月廿日提出

山田村長 林 正敏

申請書

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八拾番ノ一

一原野四畝式歩

右之地所ハ衝原村持ニ在之候処、今般村中協議之上、林正敏へ売渡シ、代金正ニ受取済ニ付、村会ノ決議并ニ郡参事会ノ許可右登記申請ノ手續履行被下度、此段申請候也

山田村ノ内衝原村惣代

明治卅四年六月廿六日

柚垣庄太郎 (印)

渡瀬卯之介 (印)

小河太郎市 (印)

山田村役場御中 (傍点は山中)

(7)(8) 明治四一年一月兵庫県赤穂郡有年村のうち「原村協議規約」(『赤穂市史』第六卷、赤穂市、一九八四年、九



七頁〜九八頁、鈴木正幸担当）参照。

(9) 『縣報第三百七十九号 明治二十七年十月十日』三頁（兵庫県庁所蔵文書）。

なお、町総代についての最近の研究として、高岡裕之「町総代制度論―近代町内会研究の再検討―」（都市史研究会編『年報都市史研究3』山川出版社、一九九五年）一一七頁以下がある。

(10)

(表紙)

明治廿二年四月

議事録綴込  
并選挙録綴込

大沢村

明治廿二年七月廿八日 会日  
廿九日

決議書

大沢村

(中略―山中注)

規第二号 常設委員設置規則

第一条 本村ハ制第六十五條ニ依リ常設委員六名ヲ置ク

第二条 常設委員ハ名譽職トシ事務ノ繁閑ニヨリ相当ノ報酬ヲ受クルノ外、実費弁償額ヲ要求スルコトヲ得

第三条 常設委員ハ村内行政ノ脉絡ヲ通スルニ便ナラシムル為メ、左ノ所ニ詰所ヲ設ケ各名ヲ配置ス

神付村一名 上大沢村一名 中大沢村一名

日西原村一名 籾村一名 市原村一名

第四条 常設委員ハ村内公民権ヲ有スル者ヲ村会ニ於テ村會議員ヨリ撰挙スベシ

第五条 常設委員ノ職務概目左ノ如シ

- 一 道路橋梁ノ修繕并ニ河川溝渠ノ修築ヲ要スルトキ、之レヲ村長ニ報告シ、又ハ之カ事業ヲ監督スル事
- 二 勸業、衛生、学事等ニ関シ村長ヨリ特ニ委任シタル事件ニ付、調査又ハ人民ニ注意ヲ與フル事
- 三 臨時令達ノ旨意ヲ人民ニ貫徹セシムル事
- 四 執務上緊要ト認ムルトキハ村長ニ報告ヲ為ス事
- 五 其他村長ヨリ特ニ委任シタル事件ニ付、調査又ハ人民ニ注意ヲ與フル事
- 六 墓地管理者ノ任ヲ帶フル事
- 第六条 常設委員ハ少クモ毎月一回以上村長役場ニ会同シ、執務上ノ如何ヲ相報シ、其緩急利害ニ付協調ヲナスベシ
- 規第三号 組頭 設置法
- 第一条 村内ニ組頭ナルモノヲ設ケ、互ニ気脉ヲ通シ、彼我ノ便利ヲ図リ、村内ノ幸福ヲ増進シ、安寧ノ基礎ヲ固フスルモノトス
- 第二条 組頭ハ従来ノ仕長ト其主意ヲ同フシ、人家ノ多少ニ拘ラス日々互ニ言聲ヲ通スルニ不足ナキヲ旨トシ、之レヲ一組トシ、組毎ニ其長タルモノ一名ヲ置クニアリ
- 第三条 組頭ハ給料ヲ給セス報酬ヲ與ヘズ、従前ノ仕長ト等シク其組中ノ義務トシ、其当選者タルモノ之ヲ辞スルヲ得ズ、必ズ之レヲ務ムベキモノトス
- 但、町村制第八条ニヨリ事故アルモノハ、此限りニアラズ
- 第四条 村長役場ハ可成各自各戸ニ就キ直接用務ヲ尽スベキモ、止ラ得サル急遽ノ場合又ハ臨時必要ト見込タルトハ、組頭ニ気脉ヲ通スルコトアルヲ以テ、組頭ハ怠慢ナク其組中へ相通シ其処置ヲナシ、之レガ応答ヲナスノ義務アルモノトス
- 第五条 組頭ハ常ニ其組中ニアル処ノ戸籍上ノ異動及出入寄留人等ノ件ニ付、能ク注意ヲ為シ、違背者無キヲ勉ムベキコト
- 第六条 組頭ハ常設委員ト気脉ヲ通シ、其組中ニ於ケル諸般ニ関シ応答ヲナス義務アルモノトス
- 第七条 組頭設置ノ区域ハ村会之ヲ定ム
- 第八条 組頭ヲ撰挙スルニハ、其組中ニ於ケル各戸主ノ互撰トス

第九条 組頭ノ任期ハ三ヶ年トス、但、再選セラル、コトヲ得

(後 略—山中注)

『明治廿二年四月議事録綴込并選挙録綴込大沢村』大沢村文書、神戸市文書館保管文書

(11) この点を考えるうえで「市制町村制理由」が、区長について「旧制ノ伍長組長ノ例ヲ襲用セルナリ」と述べていることが参考になる。(本稿三頁参照)

(12) 末広保文書(宮川秀一編『川西市史』第六卷、川西市、一九七七年、五二六頁〜五二七頁所収)。

(13) 同上『川西市史』五二〇頁〜五二二頁所収。

(14) 同上、五三四頁〜五三五頁所収。

(15) 『川西市史』第三卷(川西市、一九八〇年)一四八頁〜一五一頁(小山仁示執筆) 参照。

なおこのことを実証するものとして、明治三二年に川西村の一部を構成する旧村となる寺畑村において、既に明治一九年四月一五日付で、同村の小前(小作人)が地主の権利を認めることなど約した「差入申村内取締ノ契約証」が作成され、小前および小前取締総代から寺畑村村会議員宛に提出されている事実を挙げることができよう。

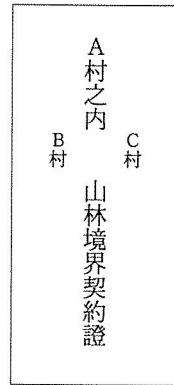
(宮川・前掲注(12)『川西市史』第六卷 五一六頁〜五一八頁、小山仁示担当参照)

むすび—「A村之内C村B村山林境界契約証」および「A村之内B村C村山林境界契約証」の有効性に  
 ついて

以上、本稿は、村規約類を中心に兵庫県下の村落史料によって、主として明治一〇年代から二・三〇年代の「行政村」といわれる「自然村」＝旧村との関連を検討することにより、村の実態を考察してきた。この考察をふまえ、右二つの契約証の有効性について、次に判断したい。

まず二つの契約証を掲げる。

資料(一)



式 錢  
収入印紙

契 約 證

武庫郡A村之内C村及B村両村山林境界線今般協議之上精覈調査ヲ遂ケ別紙測量圖之通確定致候付  
テハ将来異議故障等更ニ之無、依テ署名捺印契約候也

明治三十四年拾壹月參拾日

武庫郡A村之内B村

村民惣代

民  一 (印)

什長

田  治 (印)

西  右衛門 (印)

谷  藏 (印)

本  之助 (印)

戸  太郎 (印)

C村御中

附記

圖面間數ハ凡テ概略ヲ示シタル者也

以下余白

武庫郡 A村ノ内 <sup>C村</sup>山林境界之圖

<sup>B村</sup>

尺度三千分ノ一

(測量図 省略—山中注)

明治三十四年十一月

測量者 □崎 □三

B村村民惣代

□民 □一 (印)

立会人

D 寺住職

□本 □乘 (印)

E 寺住職

□保 □明 (印)

□谷 □吉 (印)

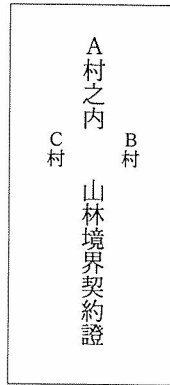
□本 □次郎 (印)

□川 □三郎 (印)

□宮 □吉 (印)

□□ □太郎 (印)

資料(二)



式 錢 紙  
収入印紙

契 約 証

武庫郡A村之内B村及C村両村山林境界線今般協議之上精覈調査ヲ遂ケ、別紙測量圖之通確定致候付テハ、将来異議故障等更ニ無之、依テ署名捺印契約候也

明治三十四年拾壹月

武庫郡A村之内C村

村民惣代

立 合 人

保  明 (印)

C村民惣代

本  右衛門 (印)

立 会 人

本  乘 (印)

B  
村  
御  
中

什  
長

本 右衛門 (印)

上 藏 (印)

保 吉 (印)

亥 三郎 (印)

中 右衛門 (印)

上 吉 (印)

島 松 (印)

保 松 (印)

内 太郎 (印)

本 市 (印)

中 松 (印)

木 平 (印)

立會人

E 寺住職

保 明 (印)

D 寺住職

本 乘 (印)

附記

圖面間数ハ凡テ概略ヲ示シタル者也

以下余白

武庫郡 A 村ノ内 <sup>C 村</sup> <sub>B 村</sub> 山林境界之圖 尺度三分ノ一

(測量図 省略—山中注)

明治三十四年十一月 測量者  崎  三

C 村村民惣代

本  右衛門 (印)

立會人

本  乘 (印)

B 村村民惣代

民  一 (印)

立會人

保  明 (印)<sup>(2)</sup>

資料(一)はB村からC村に宛たものであり、資料(二)はC村からB村に宛たものである。A村は、明治二三年(一八八九)の町村制施行によって設けられた行政村であり、B村とC村は、それぞれA村の一部を構成する旧村、すなわち江戸時代以来の村である。この両旧村が、明治三四年(一九〇二)一月三〇日に両旧村に所在する山林の境界について取り替わした契約書(証)が資料(一)(二)である。



この二つの「契約証」において注目されるのは、第一に契約当事者が両旧村の「村民惣代」と「仕長」であること、第二に立会人が両村の寺住職であることである。両旧村所在の山林境界についての契約が、何故、このような「肩書」に役職の人々によって行われたのであろうか。

明治二二年町村制施行後の町村制度上の役職者でない村民惣代、明治二二年町村制施行前の兵庫県の町村制度上の役職者ではあったが、町村制施行後は制度上のもものではなくなった仕長が、両旧村とも(旧)村を代表して両(旧)村の山林境界について契約しているのである。

すなわち、両旧村所在の山林境界について契約するという両旧村が所属する行政村A村にも関連の深い重要な事柄、いわば公的な事柄を決めるに際して、村民惣代、仕長が契約当事者となり、両旧村の檀那寺住職が立会人となっているのである。この契約には当然行政村も関与していたものと思われる。というのは山林境界の測量図を作成した測量者は、当時A村(行政村)の書記をしていたと考えられる□崎□三<sup>3)</sup>であったからである。

この二つの「契約証」はB・C両旧村の山林境界の「契約証」となっているが、この両旧村境界にある山林には私有山林も含まれている。<sup>4)</sup>私が、先に、この山林境界契約証を、両旧村所在の山林境界の「契約証」としたのは、そのためである。したがって、この「契約証」は、事実上、両旧村(大字)の境界「契約証」としての意味を持つものであるといえよう。

明治三年(一九四八)一月一八日の広島縣伺に対する同二四年一〇月二七日の内務省通牒によれば「大字境界」にある「錯雑」は、「町村長」が「町村会ノ決議ヲ取りテ之ヲ確定シ可然」と命じられているから、<sup>5)</sup>もしこの両旧村の「契約証」が両旧村(大字)の境界を決めるという形をとるならば、それは、A村(行政村)の「村会ノ決議」によらなければならなかったものと考えられる。

両旧村では、残念ながらその理由は明らかではないが、そういった手続をとることの煩雑を避けて「山林境

界契約証」としたとも推定され、測量者にA村（行政村）の書記□崎□三を依頼したものと思われる。とすれば、この「契約証」は、ますます公的意味を持つ「契約証」といえよう。

このように考えるならば、B・C両旧村所在の山林境界（実質的には両旧村「大字の境界でもある」）を決定する公的な契約を行うに際して、区長が置かれていない両旧村においては、両旧村を代表して契約を行う当事者として、明治新政下の兵庫の町村制度の展開によって浸透、定着してきた戸長―村惣代・村用掛などの系譜を引くと考えられる村民惣代と、これもまた同様な経過で定着してきた什長を継承したと考えられる什長がもっとも適当な役職であったと考えられるのである。

というのはA村と同じく兵庫県武庫郡管下に属する生津村では、明治一四年（一八八一）七月二日付で、同村の単独戸長役場設置について、当時、兵庫県の町村制度上の役職であった村総代と村用掛の二つの役職を村民惣代と総称して兵庫県令宛に願ひ出ている文書が見出されることからである。このことから考えると、そのような意味で、B・C両旧村が村民惣代という呼称を用いたとすれば、そのことは十分に納得されるのである。

事実、B村の村民惣代□民□一は、庄屋格の家筋とされ、明治二五年（一八九二）七月より三一年四月までA村村会議員、明治三四年（一九〇二）七月より同四二年七月までA村学務委員、明治三八年（一九〇五）一月より同四二年（一九〇九）二月までA村村長等を歴任している。<sup>8)</sup>

また、C村の村民惣代□本□右衛門は、明治四年（一八七二）兵庫県よりC村庄屋を命ぜられ、明治一二年（一八七九）一月、C村戸長、明治一六年（一八八三）八部郡八番学区学務委員、明治二二年（一八八九）三月まで村惣代、明治二二年四月より同三〇年（一八九七）八月までA村村会議員、明治三〇年七月より同三二年七月までA村村長、明治三六年（一九〇三）一〇月兵庫県会議員等を歴任している。<sup>9)</sup>

これらのことは、彼らが村民惣代たるにふさわしい経歴の持主であることを示すものといわなければならない。

い。什長ではB村の□田□治が、明治三二年（一八八九）四月より同三五年五月までA村村会議員、明治二四年八月より同二六年六月までA村村長、明治二八年（一八九五）四月より同四〇年（一九〇七）四月までA村村会議員、明治二九年七月より同三二年（一八九九）九月まで武庫郡郡会議員等を歴任していることが判明している。<sup>①②</sup>このような契約当事者の経歴、および測量者（山林境界測量図作成者）□崎□三が、行政村A村の書記であったと推定されることから考えるならば、このB・C両旧村の「山林境界契約証」は明示的ではないにしても、A村（行政村）の認知のもとで作成されたもの、その意味で公的なものといつてよいであらう。

立会人のE寺住職の□保□明はB村の<sup>①</sup>、D寺住職の□本□乗はC村の<sup>②</sup>、各村に、それぞれ一寺しかない檀那寺の僧侶である。彼らは、既述したような旧村の檀那寺の住職としての権威（地位）にもとづいて、立会人<sup>③</sup>証人となったことはいうまでもない。

以上に検討してきたところにもとづいて、明治三四年一月付、兵庫県武庫郡「A村内C村B村山林境界契約証」および「A村内B村C村山林境界契約証」は、法的に有効なものであると判定することができるのである。

- (1) C 部落所有文書（ただし筆写史料である）。
- (2) B 部落所有文書。
- (3) □崎□三は、明治三二年九月、A村書記に任命されている。ただし退職年月は不明である（『A村郷土誌』A郷土誌編纂委員会、一九七六年）一七頁表。
- (4) 神戸地方事務局北出張所保管の登記簿による。
- (5) ○廣島縣伺 明治廿三年十一月十八日  
 町村ノ境界ニ関スル争論ハ町村制第五条ニ於テ処分ノ手続ヲ示サレ候処、一町村内ノ大字 町村制施行ニ付合併シタル町間ニ於ケル境界ニ関スル争論ハ、何レニ於テ裁決スルモノナルヤ、法律上明文無之、右ハ町村制第五条ニ準シ、其町

村會ニ於テ裁決シ可然哉

通牒 二十四年十月廿七日

大字境界ニ錯雜アルモ、其各大字間ノ争論ト認ムヘキモノニアラス、必竟一町村内ノ地理上又ハ行政上ノ区域ニ錯雜アルニ過サレハ、町村長ハ町村會ノ決議ヲ取りテ之ヲ確定シ可然、尤モ字若クハ大字ノ区域ヲ變更スルトキハ、内務大臣ノ許可ヲ受クルヲ要スル義ト存候、但、若シ大字ノ財産アリテ其所有權ノ区域ニ争アルトキハ、其所有權ノ關係ニ付テハ、民事裁判ニ提出スルコト可有之ト存候

〔市制自第一條至第四十八條 市町村制指令錄一〕所收（国立公文書所蔵文書）  
〔町村制自第一條至第五十一條

(6)

願書

武庫郡生津村

本年甲第九十一号御布令ヲ以テ、客年甲第八十四号御布達相廢止ニ付、従前之聯合区域ニシテ差支候町村ハ更ニ配置更正方則百戸以上ヲ以聯合区域ト可致旨可願出之御達ニ相成候え共、不便之件々之ナキニシモアラズ候間左ニ申上候

一 公証奥印等不便之義、農民タルモノハ右等之事件ニ於テハ大概其本分之余暇、則朝夕ヲ以取調居候処、聯合戸長役場ニ於テハ午前第八、九時ニ開場午後第三時ニ閉場ニ付、其開場時間ハ則農働之時間ニ候間、村民ニ於テ其不都合真ニ不便利ト存候

一 用悪水利之義ハ、該事件ニ及ンテハ稍モスレハ彼是村民口論ヲ生シ、就テハ当村之如キハ早敷場所ニ付、一村長吏無之候テハ不便之至リト存候

一 用掛給料其他諸雜費之義ハ、該村ニ於テハ金貳百五十錢ヲ以每月用掛給料其他消耗費トモ仕払居候間、聯合戸長役場費ト強テ増減無之ニ付不便利之至リト存候

右之次第ニ候間、旧來之如ク該村ニ一戸長役場設置御許容被成下度、此段村民惣代連署ヲ以テ奉願上候、以上

明治十四年

七月二日

右村総代

兵庫県令 森岡昌純殿（傍点は山中）

（吉田久文書『尼崎市史』第七卷、尼崎市、一九七一年、一四頁～一五頁、山崎隆三担当）

(7) 前掲注(3)『A村郷土誌』八三頁裏。

(8) 同上、一〇八頁裏。

(9) 同上、一九頁裏、一〇七頁裏、一〇八頁表参照。ただし、村惣代であったことは『明治貳拾貳年以前村会議案并

ニ評決書類綴 戸長役場』（A村役場文書、神戸市文書館保管文書）所収の記録による。

(10) 同上、一〇七頁裏。

(11) 同上、七一頁表。

(12) 同上、七一頁裏。

同村用係

吉田 武平

同村用掛

福田 弥平

白井 庄蔵

増田 市平